

○ 招 集 告 示

住田町告示第11号

令和2年第4回住田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月11日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 令和2年5月15日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 召 ・ 不 応 召 議 員

応召議員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

不応召議員（なし）

## 令和2年第4回住田町議会臨時会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和2年5月15日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号  
令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第2号  
令和元年度事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第1号  
令和元年度住田町一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第2号  
令和元年度住田町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第3号  
令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第4号  
住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第5号  
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第10 承認第6号  
住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第11 承認第7号

令和2年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第12 承認第8号

令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第13 議案第1号

令和2年度住田町一般会計補正予算（第2号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 菊池宏君

---

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	菅野享一君
町民生活課長	紺野勝利君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	佐々木光彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	横澤則子君

林 政 課 長      千 葉 純 也 君      教 育 次 長      伊 藤 豊 彦 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長      松 田 英 明      係      長      高 橋 京 美

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（瀧本正徳君） ただいまから、令和2年第4回住田町議会臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。  
これから、本日の会議を開きます。
- 

◎諸般の報告

- 議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。  
職員に朗読させます。  
○事務局長（松田英明君） 議会の諸般報告。

〔事務局長朗読〕

- 議長（瀧本正徳君） 町長より、行政報告があれば、発言を求めます。  
町長、神田謙一君。  
○町長（神田謙一君） 新型コロナウイルス感染症対策について御報告をいたします。

昨年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を中心に感染者が発生した新型コロナウイルスは、4月7日に東京など7都府県に緊急事態宣言が発令されましたが、感染者や感染地域が全国各地に拡大したことから、4月16日には緊急事態宣言が全都道府県へ区域拡大となりました。このような中、町民の皆様の多大な御協力により、岩手県では全国で唯一感染者ゼロという状況が続いていることに、改めて感謝を申し上げます。

この間、本町では13回に及ぶ対策本部会議を開催しており、正しい情報収集と町民への情報提供に努めながら、連休中、及び土日各課に職員を配置して相談窓口対応に当たり、町民の不安解消に努めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大により町内飲食業者などにも影響が出ていることから、地域振興事業の構築についても協議をしているところであります。町民の皆様には、お一人お一人の命を守るために、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した新しい生活様式の実践を参考にしながら、引き続き感染が流行している地域への不要不急の移動を自粛していただくこと、特にも、密閉空間、密集場所、密接場所の3つの条件が重ならない

ように気を付けていただくこと、そして、マスク着用や小まめな手洗い、そしてアルコール消毒の励行に努めていただくことなど、気を緩めず、これまでと変わらない感染症対策への協力をよろしくお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育委員会より、行政報告があれば発言を求めます。

教育長、菊池 宏君。

○教育長（菊池 宏君） 新型コロナウイルス感染症対策の4月の臨時休校措置について報告をいたします。

現在までのところ、幸いにも本町児童生徒はもちろんのこと、県内においても感染者の報告がないところであります。3月の臨時休校後、4月からは3つの密を避けながらそれぞれ入学式、始業式、通常の授業を再開したところであります。

しかしながら、4月16日の緊急事態宣言の岩手県を含んだ対象地域の拡大を受けた町新型コロナウイルス対策本部会議の協議を経て、臨時の校長会議を持ち、その中で4月22日から5月6日まで町内小・中学校の臨時休校を決定し、休校措置を取ったところです。休校中は、各学校において児童生徒の状況把握に努め、事故等なく過ごし、5月7日の学校再開を迎え、久しぶりに元気な子供たちの声が教室に響いたところであります。今後も、感染者の発生状況によっては、再度休校ということもあり得るところですが、本町の児童生徒が罹患しないよう、感染予防については情報収集に努め、町内の保育園、小・中学校に周知を図り、予防対策に万全を期すよう指導をまいります。

以上、報告をいたします。

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、7番、阿部祐一君、8番、林崎幸正君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

---

### ◎日程第3 報告第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、報告第1号 令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容についての説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 報告第1号 令和元年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、御報告いたします。

一般会計、2款総務費、1項総務管理費は、地域情報通信基盤施設放送機器更新事業に関わるもので、繰越額は792万円、財源は全て一般財源であります。

6款農林業費、1項農業費は、農林会館自家発電設備更新事業に関わるもので、繰越額は1,340万4,000円、財源は全て一般財源であります。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費はいずれも学校ICT環境整備事業に関わるものであります。小学校費の繰越額は1,463万3,000円で、財源内訳は未収入特定財源として国県支出金735万2,000円、地方債720万円、一般財源8万1,000円であります。中学校費の繰越額は1,157万9,000円で、財源内訳は未収入特定財源として国県支出金581万8,000円、地方債570万円、一般財源6万1,000円であります。

11款災害復旧費、1項公共土木災害復旧費は普通河川大平沢川災害復旧事業に関わるもので、繰越額は1,246万2,000円、財源内訳は未収入特定財源として地方債1,240万円、一般財源6万2,000円であります。

以上で、地方自治法施行令第146条第2項に基づく繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎日程第4 報告第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、報告第2号 令和元年度事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 報告第2号 令和元年度事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、御報告いたします。

一般会計、6款農林業費、1項農業費は野生動物侵入防止緊急支援事業に関わるもので、繰越額は213万8,000円、財源は全て一般財源であります。

8款土木費、1項道路橋りょう費は昭和橋架替事業に関わるもので、繰越額は1,718万4,000円、財源内訳は未収入特定財源として地方債1,710万円、一般財源8万4,000円であります。

以上で地方自治法施行令第150条第3項に基づく事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号 令和元年度事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

---

◎日程第5 承認第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ296万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ48億4,882万円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

10款地方交付税292万8,000円の増は、震災復興特別交付税の計上によるものでございます。

14款国庫支出金3万5,000円の増は、子ども・子育て臨時交付金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3.歳出を御覧ください。

2款総務費102万5,000円の増は、震災復興特別交付税返還金の計上によるものであります。

3款民生費3万5,000円の増は、放課後児童クラブ運営費補助金の増によるものであります。

14款予備費190万3,000円の増は、予算調整によるものであります。

以上、令和元年度住田町一般会計補正予算（第8号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月23日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

## ◎日程第6 承認第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、承認第2号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野亨一君。

○企画財政課長（菅野亨一君） 承認第2号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,531万

6, 000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ46億6,350万4,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

2款地方贈与税112万9,000円の増、3款利子割交付金32万円の減、4款配当割交付金3万1,000円の減、5款株式等譲渡所得割交付金45万8,000円の減、6款地方消費税交付金577万円の減、7款自動車取得税交付金32万4,000円の増、8款環境性能割交付金72万3,000円の減、9款地方特例交付金882万1,000円の増、10款地方交付税6,811万5,000円の増、11款交通安全対策特別交付金4万5,000円の増は、それぞれ額の確定によるものであります。

12款分担金及び負担金21万5,000円の増は、未熟児養育医療費負担金19万6,000円の増が主なものであります。

13款使用料及び手数料1,000円の減は、死亡獣畜取扱場使用料の減によるものであります。

14款国庫支出金1,046万2,000円の減は、プレミアム付商品券事務費及び事業費補助金677万1,000円の減が主なものであります。

15款県支出金2億5,931万9,000円の減は、畜産競争力強化整備事業費補助金2億5,464万6,000円の減が主なものであります。

16款財産収入669万円の増は、町有林立木売払代金544万1,000円の増が主なものであります。

17款寄附金1,297万3,000円の増は、指定寄附金1,257万4,000円の増が主なものであります。

18款繰入金204万7,000円の減は、まちづくり応援基金繰入金の減によるものであります。

20款諸収入1,440万3,000円の増は、岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金の計上が主なものであります。

21款町債1,890万円の減は、学校ICT環境整備690万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5 ページをお開き願います。

なお、詳細は20ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の3. 歳出を御覧ください。

1 款議会費53万2,000円の減は、議員共済負担金37万4,000円の減が主なものであります。

2 款総務費1億6,973万2,000円の増は、財政調整基金積立金1億円の計上が主なものであります。

3 款民生費3,734万7,000円の減は、プレミアム付商品券発行等業務委託料の減が主なものであります。

4 款衛生費929万3,000円の減は保健医療介護連携体制構築事業費補助金640万9,000円の減が主なものであります。

6 款農林業費2億6,994万7,000円の減は、畜産競争力強化整備事業費補助金2億5,464万6,000円の減が主なものであります。

7 款商工費127万9,000円の減は、若者職場定着奨励金50万円の減が主なものであります。

8 款土木費2,020万4,000円の減は道路改良等工事費の減が主なものであります。

9 款消防費355万6,000円の減は、被服費89万7,000円の減が主なものであります。

10 款教育費2,170万6,000円の減は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託料の減が主なものであります。

11 款災害復旧費192万3,000円の減は、補償費の減が主なものであります。

12 款公債費28万4,000円の減は、一時借入金及び一時運用金の利子の減によるものであります。

13 款諸支出金1,435万3,000円の増は、まちづくり応援基金積立金1,093万円の増が主なものであります。

14 款予備費330万円の減は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

町道改良等事業は420万円を減額し7,160万円に、スクールバス整備事業は40万

円を減額し310万円に、上有住地区公民館整備事業は30万円を減額し2,900万円に、公共用財産災害復旧事業は100万円を減額し2,090万円に、学校ICT環境整備事業は690万円を減額し1,290万円に、過疎地域自立促進事業は610万円を減額し7,450万円にしたもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上、令和元年度住田町一般会計補正予算（第9号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、承認第3号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 承認第3号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の補正予算による、既定の歳入歳出予算の総額の変更はございません。

歳出について説明いたします。

補正後の歳出予算を、第1表、歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、一般被保険者療養給付費の584万9,000円の増は、高額療養給付による一般被保険者医療費保険者負担金の増によるものであります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、一般被保険者医療給付費分は予算の組み替えによるものであります。

以上、令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第8 承認第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第、承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日に施行されることとなるため、住田町税条例の改正を行う必要があることから改正するものであります。改正条文に沿って御説明いたします。

改正条例第1条、1ページを御覧ください。

改正条例第1条中の第36条の3の2第1項第3号、第36条の3の3第1項本文及び同項第3号の改正は、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とすることによる条例改正であります。

税条例附則第7条の3の2第1項については、住宅借入金取得控除の控除期間の拡充等についての地方税法の改正に伴う改正であります。

2ページの第48条第2項の改正は、租税特別措置法の項のずれに伴う改正であります。

第54条第2項の改正は、規定の整備に伴う文言の改正であり、同条第4項及び第5項の改正につきましては、固定資産の所有者について、調査を尽くしても所有者が1人も明らか

とならない資産について、使用者がいる場合にはその使用者を所有者とみなすことができる規定を追加しようとするものであります。

3 ページ並びに 4 ページを御覧ください。

3 ページの第 5 4 条第 6 項、第 7 項及び 4 ページの第 8 項につきましては、規定の整備に伴う文言の改正であります。

同じく 4 ページの第 6 1 条第 9 項、第 1 0 項、第 6 1 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項につきましては、項のずれに伴う改正であります。

同じく 4 ページ右下から 5 ページの第 7 4 条の 3 につきましては、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告しなければならないとした規定を追加したものであります。

同じく 5 ページ第 7 5 条につきましては、法律改正並びに条例改正に伴う条文の整備をしようとするものであります。

第 9 6 条第 2 項及び第 3 項の改正は、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化を定めたものであり、第 9 8 条につきましては、条ずれに伴う改正であります。

6 ページの第 1 3 1 条第 6 項につきましては、法律改正に伴う改正であります。

同じく、6 ページ、附則第 6 条、第 7 条の 3 の 2 につきましては、改元に伴う文言の修正であります。

7 ページを御覧ください。

7 ページ、附則第 8 条第 1 項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期間を 3 年間延長するための改正であります。

同じく、附則第 1 0 条及び第 1 0 条の 2 第 2 項から 8 ページ第 1 6 項につきましては、法律改正に伴う条文の整備であります。

8 ページ下段の見出しから 9 ページ、1 0 ページ、1 1 ページ、1 2 ページまでは改元に伴う文言の改正であります。

1 3 ページを御覧ください。

改正条例第 2 条について御説明いたします。

附則第 1 6 条第 1 項から第 1 6 条の 2 第 1 項までの改正につきましては、第 1 6 条に第 5 項が追加され、グリーン化特例措置が 2 年間延長されたことに伴う改正であります。

1 4 ページを御覧ください。

附則の施行期日第 1 条第 3 項及び第 4 項、第 3 条につきましては、新たな施行期日を制定

することによる条文整備に伴う改正であります。

改正条例第1条及び第2条の施行期日については、令和2年4月1日から施行するものとし、第2条第1項から第3条第6項まではそれぞれ経過措置を定めたものであります。

15ページを御覧ください。

15ページ改正条例第4条から16、17ページ改正条例第5条及び第6条、18ページ改正条例第7条から19ページから21ページ改正条例第8条から23ページにつきましては、全て改元に伴う文言の整備による改正であります。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、令和2年3月31日付けで地方税法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。

固定資産税に関わってでございますが、この今改正条項を見たりしますと、固定資産税の納税義務者というのは例えば不明な場合、所有者が不明な場合には使用者が所有者とみなして課税をするというふうな文言がございました。

それで、固定資産税の納税管理人についてですけれども、町では調査をしても例えば所有者が不明で分からないという部分がこれから増えていくと思うんですが、そういう場合は町の調査後どのような帰属、あるいは管理になるのか、全く誰もいないという場合は国に帰属ということになるのか、その辺はどのような形になっていくのかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 所有者が死亡している場合等につきましては、今回の条例改正に伴いまして、まず第一には所有者が実際に相続するものがないのかどうかを調べるという形になります。その上で、実際に使用している方がいる場合は、その使用者を所有者とみなして課税をするというふうな形になります。それでも、使用者も誰もいないという部分につきましては、これは全国的な課題でありまして、課税そのものできないというような状態になっております。そういったことを緩和するための今回の措置というふうに捉えております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今後、相続人が相続を放棄されるとか、あるいは相続人が不明だとか、使用者がいないという物件が多くなってくると思うんですけども、そこで、納税管理人についての不申告に関する過料とかそういう規定もこの中にはあるわけですが、今まで一般町民にはそういうことがなかなか知られてないというふうに思いますが、これからこのような形のをどのように周知をしていく考えかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 今までも実際に所有者が死亡した場合については、相続人と思われる方に声掛けをして、その中で固定資産税等について御説明を申し上げているというのが現状であります。今後についても、同じような形で所有者が死亡した場合については、その相続人と思われる方に内容を具体的に説明申し上げた上で、課税をしていきたいというふうに捉えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、承認第5号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 承認第5号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について所要の改正をするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

1 ページ、附則第1条の第1項は傷病手当金の支給の対象となる被保険者及び対象となる日について、第2項は傷病手当金の額について、第3項は傷病手当金の支給期間について定めるものです。

附則第2条は、傷病手当金の対象者が給与等を受けることができる期間については、傷病手当金が支給されないこと、ただし、受けることができる給与等の額が算定される傷病手当金の額より少ないときはその額が支給されることを定めるものです。

附則第3条第1項は前条に規定するものが受けることができなかつた給与等がある場合の傷病手当金の支給額について、第2項は前項により支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することについて定めるものです。附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第1条から第3条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までに属する場合に適用することとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今回の国保、あるいは後ほど後期高齢者のことも出てくるわけですが、その傷病手当金が今までなかったということで大変よかったかとは思いますが、この傷病手当金は今回の新型コロナ感染症に関わってだけなのでしょうか。例えば、これから出てく

る感染症とかそういうことについても該当するのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 今回の改正は、新型コロナウイルスに関しての規定であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第10 承認第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、承認第6号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 承認第6号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について所要の改正をするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

1 ページ第2条は第2号に広域連合条例第4条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加え、以下を1号ずつ繰り下げるものです。附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 住田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第11 承認第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、承認第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第1

号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長(菅野享一君) 承認第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億4,285万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ55億4,285万6,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

14款国庫支出金5億4,285万6,000円の増は、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る補助金の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

3款民生費5億4,285万6,000円の増は、特別定額給付金5億3,150万円、子育て世帯への臨時特別給付金431万円の計上が主なものであります。

以上、令和2年度住田町一般会計補正予算(第1号)は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年4月22日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(瀧本正徳君) これから、質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番(林崎幸正君) 待ちに待った特別交付金、これいつ個人口座に振り込みになるのか教えてください。

○議長(瀧本正徳君) 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長(紺野勝利君) 特別定額給付金の支給であります。本日が一番最初の交付

日ということになっております。

それから今後につきましては、週に、月水金を目途に3回の整理がついた分ずつ入金をしていくというような取組を進めているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 整理というかもしれませんが、最終的にはいつまでに振り込みなのか。人口比率から言えば、高田、大船渡よりいち早く振り込んでほしいんですが、その点はどのような動きなんですか。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 基本的にこれは申請があるということが基本になりますので、それによって交付日が決まってくるものですが、情報として流しておりますが、8月の11日が最終の申請の期限日ということになっておりますので、今回の支給はそれから最後10日かかったとしても、8月の20日頃までには完了する予定ということになります。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 最後なんですが、入院している人とかさ、これ自分で申請できない人に対してのどういうふうな動きをすれば100%住田町民に支給できるのかというのは、そういうようなことはどのような考えでやってるの。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 基本的には今現在ある住所に送付をしているわけですが、今回申請の支援ということで、高齢者、あるいは障害者につきましては、社会福祉協議会に相談してほしいということで現在も社会福祉協議会通しで申請が届いているものもございまして、そういう自分では何ともならない場合には相談してほしいということで申請書送付の際には記載しております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点だけ。

マイナンバー申請のほうがい早いような情報が流れておりましたが、情報聞きますと、ほかではいろんな障害が出たりしておりますが、当町での申請の具合とか、その流れはどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） ネットによる申請は現在6件ございました。ほかではかなり大変な思いをされてるようではございますけれども、住田町の場合は申請件数が少ないということもございまして、すぐにネットの申請書を確認して、ほかの申請と同様に給付の事務を進めているという状況であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございせんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回の臨時会はコロナに係る補正予算というようなこともありまして、今日提案されたものは特別定額給付金の給付事業並びに子育て世帯の臨時特別給付金に関する項目のみであったわけでありまして、全国的に心配されている給付金には、例えば売上げが減少した事業者への給付金として持続化給付金、それから従業員の休業手当や賃金等への助成としては雇用調整助成金等が支給され、あるいは店舗の家賃に対する助成では地域企業経営継続支援事業などがありますけれども、町内における事業者の実態やそういう調査の上、これらの対応が今後とも生まれるものではないかというようなことも予想されるわけですが、今後のそれらの対応についてお聞かせいただければと思います。

次に、子育ての関係でありますけれども、今回子育て世帯への臨時特別給付金として一律1万円のもの提案されておるわけですが、学校の休校やそのようなことで、特にも子育て世帯、一人親世帯等では職場を休んで子供を面倒見ると。当町の場合そういうふうな該当する世帯は少ないようにも思うわけですが、そういった家庭への対応ということで、一人親世帯の上乗せ支援をしている自治体も見られますので、当町におけるそういった実態と今後の対応についてお聞かせいただければと思います。

3点目は、大学生や専門学校生、あるいは高校生のうちでも親元を離れて暮らす学生を持つ家庭、特にも一人親世帯のところでは子供の教育費についても大変困難をしていると。あるいは専門学校生、大学生についてはアルバイトをしながら学習や生活費を賄っているというような状況もありまして、困窮する学生の状態も報告されておりますけれども、当町出身の学生に当たってはそのような実態の把握、今後の対応についてどのようにお考えかお聞かせください。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私からは1点目についてお答えいたします。

持続化給付金、雇用調整助成金、それから家賃補助ということでございますけれども、3

月以降町内の企業、飲食店も含めて情報収集に努めているところであります。商工会、ハローワーク、金融機関への窓口への相談についての内容をできるだけ情報共有をしながら対応策に努めているところであります。

持続化給付金につきましては、それぞれ個人の企業が申請するということになっておりますので、商工会のほうに何件か問合せがあり、相談に応じながら申請手続を進めているということでございますし、雇用調整助成金につきましては、現在のところこの制度を使うという企業がないというふうに捉えております。1件だけ検討している企業とは情報共有しながらどのタイミングで制度を活用するかというところでまだ調整を進めて、町の支援策についても調整を進めているところであります。

それから、家賃補助に関しましては、今、制度設計をしているところでございますけれども、6月補正のほうに計上をしたいというふうに制度設計を考えているところでございます。以上です。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは2点目の一人親に対する支援という部分についてお答えをしたいと思います。

当町のほうでは現在のところそういう形の御相談等も頂いておりませんので、そういう方々への支援という形での給付ということは現在のところは考えてございません。県内の状況等々を見ておりますと、ちょっと私が今持っている資料は直近のもので4月28日時点なんですけど、児童扶養手当の受給世帯に支援をする市町村が実施をするのが5市1町、それから検討中というのが9市町村、それから実施しないというところが18市町村というような状況になっているようでございます。その後ちょっと若干動いたことはあるかもしれませんが、そういった形で把握はしているところでございます。

なお、相談窓口等開いておりますので、今後の相談の内容等々、状況を見ながら、そういう形に注視しながら検討していくようなのかなとは思っておりますけども、現在のところ実施をする予定はございません。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 子育て世帯への助成の1つとして、次に御提案申し上げる学校給食費の無償化について教育委員会のほうでは考えたところであります。

それから、学生等につきましても、今後奨学金の部分がどうにか手当できないかというところを今検討に入ったところであります。奨学金につきましては、今借りて償還している

方々については、このコロナによって償還が厳しい場合にはお知らせくださいという通知を出したところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君）　ここで、5番、佐々木春一君の再質問を保留し暫時休憩します。

休憩　午前11時02分

再開　午前11時10分

○議長（瀧本正徳君）　佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君）　持続化給付金並びに雇用調整助成金については、事業所の実態を調査しながら取り組んでいるということでありますけれども、実際この2つの助成金、給付金の交付の国の内容を見ると、なかなかハードルが高くて住田町のような、特に小さな事業所や、あるいは雇用の少ない事業所にとっては制度があってもなかなか利用しかねるという実態もあるかと思われまます。そういった意味では、この制度にかかわらずコロナの影響で収入、所得が減少したものであるものについては収入減少にかかわらず、やっぱりこれからのこの町を持続的に成り立たせていくためには、こういう事態での事業所への援助というものはやはり考えていく必要があると私は思うことから、その辺の今回の実態での事業所の状況を見ながら、そのところをどのように捉え、今後の対応を考えるか再度お伺いいたします。

次には、子育て世帯もさることながら、今後心配される点の1つに、昨日ですか、緊急事態宣言が、感染者の発生が少ない地域については解除されたわけですが、これからはまた検査体制や、日常の生活に取り組む対応というのが、また引き続き大切ではないかと思われまます。

その中でも、万が一感染者が出た場合に心配されるのは、町内の場合、高齢者や介護を受けている家族が多いわけですし、在宅介護をする場合の世帯に対する援助というのも考えていかなければならないのではないかと考えまます。また、在宅で特別障害者手当を受給している家庭なども勤めをしながら看護、介護をしている家庭があるわけですが、万が一感染症が見られた場合には家庭から外出できずに介護をするというふうなことになることが考えられると、そういった場合の在宅の看護、介護というものに対する支援というのも考える必要があるのではないかと考えまます。

以上の点についてお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは1点目についてお答え申し上げます。

国の持続化給付金や雇用調整助成金など対象になりにくい業種等、企業等の支援を町独自で必要なのではないかという御質問というふうに捉えます。

このような制度の活用の情報もちろんですけども、各企業の資金の貸付け、申請の状況などもこちらではある程度把握をしているような状況がございます。そういう中で、岩手県が調査をしております3月31日時点での事業者への影響というものを取りまとめております。県内1,079事業者へのアンケートの中で、既に影響が出ているというものが90%を超えているのが飲食、宿泊というようなところ、それから、75%以上を超えているのが小売業とか製造というようなところがございます。そのようなことも含めまして、本町といたしましては、国、県等の制度に寄らず、また、住田町の実態に即した制度構築が必要だろうというふうに捉えておりまして、今回の補正予算のほうにはチケット販売の計上をしていることはこの後説明をしたいというふうに思っております。

他市町村では、独自に給付金というような制度も実施しておりますけれども、県内では11団体がそのような制度をする中で、7市4町が実施をしております。その中で、被災地は6自治体で、全て人口1万人以上の自治体というような実態も捉えております。それぞれ、地域の実情によってどのような制度が地域の中小企業者を救えるかというのは、それぞれ考えてあらゆる制度を構築しているというふうに捉えておりますので、本町といたしましてもそのような実態を把握しながら、今後町の実態に即した制度を構築しながら、適に制度を構築して予算計上をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは2点目の在宅介護をする方々への支援というようなことですが、いずれ現状といたしましては、当町としてはそういった方々、世帯への支援という部分は取りあえず実施をするという予定はないわけですが、ただ、経済的支援はないということですが、心の面と言いますか、例えばうちのほうの包括のほうからお問合せをされるとか、あるいはケアマネさんであったり、民生児童委員さんであったり、社会福祉協議会の職員さん方であったりという方々が、それぞれ心配な方々のところにはお声掛けをしたり、電話をしたり、訪問をしたりというようなことで、状況把握等々やっておりますので、今後もアンテナを高くしながら、そういう方々の声等々

を聞きながら、ニーズの高まり等々があれば検討していくということもあるかと思えますけれども、当面はそういった形で情報収集と言いますか、心の分での支援という、見守りという形での支援ということで対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） これまでの経験のない対応でありますから、しかしこういった事態、あるいは自然災害時でもそうですけれども、この小さな自治体の住田らしい対応というのは町民と一緒に取り組むということを考える機会でもありますので、いずれ暮らしが成り立たなくては持続可能なまちづくりというのも難しくなりますから、共生社会をうたっている当町としては継続して、本当に住田らしい、そしてすみずみの町民まで行き届いた対応ができるように全課挙げて取り組むことを希望して、私からの質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 要望だけしておきます。

今、5番議員も心が痛んでるような人とか、いろんな言葉が出てまいりましたが、私も住田町らしさというふうな支援を皆さんで考えながら困っている人に、国の言うことだけを聞いていては住田町民を助けることはできないとそう思いますので、財政調整基金もありますし、減債もあります。いろんな基金をコロナの対策にお金を投資してほしいと。そして、住田町民の苦しいところを助けてやってほしいと。それを要望して終わりますが、心温まるお金の活用、それを願ってやみます。

○議長（瀧本正徳君） ほかによろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第12 承認第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、承認第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 承認第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,795万8,000円としたものであります。

補正の内容について、2ページ第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

詳細は、3ページ歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧願います。

初めに、歳入について御説明いたします。

3款1項県補助金34万1,000円の増は、保険給付費等交付金の特別調整交付金分の増であります。

次に、歳出について説明いたします。

2款6項傷病手当金34万1,000円の増は、傷病手当金の増によるものであります。

以上、令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年4月22日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 先ほどの条例の改正では、この傷病手当はコロナの感染症に関わる傷病に限るというお話がありました。社会保険等では既に傷病手当というのは設けられておいて、勤務する給与補償等、傷病に当たっての手当が支給されているわけでありまして。国保に限って考えた場合に、国保の被保険者というのは、自営業者であったり、アルバイトとか社会保険に加入できない方が加入する保険でありますので、傷病手当の予算を補正34万1,000円手当になったわけでありまして、その算出の基となりますか、そういう補償の部分の手当をする基本的な積算の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 今回国民健康保険の傷病手当につきましては、国の考え方は被用者、要するに雇われている方ということになっておりますので、今回県の積算の根拠でいきますと、住田町では2人程度でということになりますが、多くいてもということもありますので、今回の積算には5人ということで積算をしているところであります。

自営業者、あるいはフリーランスを含めての人たちについても考えるべきではないかという御意見を頂いたこともございますけれども、今回の積算についてはそのような被用者について積算をしております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれそういった意味では、国の制度的な支援等もなく、国保の被保険者は税の負担、あるいはこういった補償の部分でも社会保険等の被保険者と比較すると負担の多い内容になってるのではないかというふうに考えられますので、いずれこの傷病手当設置に絡んで、何とか前年度収入と絡んでの比較等しながら自営業者、被扶養者でなくても対象になるような方向等、県や国に要望しながら対応することをお願いしたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 非被用者となると先ほど収入の話ありましたが、やはり収入の計算等がなかなか難しくなるという点はあるかと思っておりますけれども、それらを越えて県等とも話をしていきたいものと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎日程第13 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ2,716万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ55億7,002万4,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

18款繰入金4,100万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

20款諸収入1,383万2,000円の減は、学校給食費徴収金の減によるものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

4款衛生費100万円の増は、消耗品費の増によるものであります。

7款商工費2,200万円の増は、食べて応援住田チケット発行等業務委託料の計上によるものです。

10款教育費400万円の増は、消耗品費の増によるものであります。

14款予備費16万8,000円の増は、予算調整によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 先ほどからも議論がありましたとおり、県内の幾つかの自治体によっては独自の財源を活用して支援ですとか、給付金ですとか、そういった対策をされているところがあるということでもあります。

今回、このたび当町におかれましては約2,700万円規模のコロナ対策の事業、予算措置ということでありまして、給食ですとか、感染症の消耗品、商品券の発行事業ということではありますが、町民によっては考えがそれぞれあるかと思いますが、ほかの市町村とやっぱり比べてしまって、ちょっと心もとないのではないかとか、少し消極的ではないかなんていう意見も少なからずあるのではないかなと。今回のこの予算の規模ですとか、この内容に関しまして、当町における提案の根拠と言いますか、経緯と言いますか、この規模でいくぞという判断にいたった基準と言いますか、その辺りのお話を少し御説明いただきたいなと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 新型コロナウイルス感染症、本当に過去に経験のない感染症であります。そこにおける影響、様々な部分がございます。

まず、一番に考えなければいけないのは、やはり感染症というものをどう収束させるかと

というのが一番なんだろうと。

その次と言いますか、やはり生きていく上での経済的な部分への対策等々あります。

感染症ですけれども、このコロナウイルス収束がいつなのか、先が見通せない、長期戦になるのではないかということも報道等含めて話もあるとおりでないかというふうに考えております。そうした中で、町内における影響というものを、まさにコロナでの影響という部分のアンテナを上げながら今情報収集しながら、その中で一番、まず真っ先にとり部分では、飲食業の部分への影響が大きいというような部分、長期にわたるといような部分も含めて、長期に備えた、長期と言っても年度年度の予算ですから、当然年度内にどの時点で、どの程度、何をというのは今も検討している項目もありますけれども、そういう中で一つ一つ対策を打っていききたいというふうに考えております。

学校給食費等々についても、教育委員会のほうから話があったとおりで、いつ、どこで感染者が出るか分からない、その場合には学校がまた休校せざる得ないという場面も出てくるような不安定な状況でございます。そういう中で、子供たちへの支援、家庭への支援という部分での学校給食費の在り方という部分も含めて、まずは今回御提案させていただいた内容でスタートするという考え方であります。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 今回の補正予算で、まず今後のコロナが収束ということの想定も含まれてると思われまして、一番が収束されて、これ以上の余分な補正予算の支出ですとか、対策がなければそれは誰もが思っているところだと思います。しかし、今後場合によっては、どんどんどんどん状況が変わって、この岩手県においても、当町においても経済的状況が変わった際に、やはり追加で第2弾、第3弾という流れで当町においても対策を予算措置していく必要性が出てくるんだろうなと考えるところではありますが、その辺りの可能性と言いますか、見通しという部分では町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 今後の影響ははっきり申し上げまして読めません。いずれ長期化するだろうと、いつまでということも申し上げられませんが、今年度という部分では、今年度いっぱいの部分での影響の在り方について、これは影響がなくなるというふうには考えられませんので、この年度いっぱいを使った中でどう有効に対策を打っていくかというように考え方で、今、今後についても情報収集含め対策の在り方等検討を進めていくと。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） いずれ一番良くない状態というのが、町内において倒産する事業者ですとか、破産する事業者さんが出るとか、あとは極端な話であれば自殺者の方が現れるとか、増えるとか、そういったことは絶対に避けなければならないのではないかなと考えておりますので、ぜひ当局の皆様におかれましてはアンテナを高めていただいて、目を光らせていただいて町民の皆様の声を、少し早め早めと言いますか、調査しながらぜひ対応していただきたいなと思います。

これは私の考えなんですけども、岩手県民を初め、住田町民もそうだと思うんですが、やはりちょっと我慢をする風土があると言いますか、あまりお願いですとか、主張するという方もちょっと少ないのかなという印象もありますので、ぜひ職員の皆さんから寄り添う形で聞き込みですとか、調査のほう引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、コロナ全般に関わってでございますけれども、今1番議員のほうからも危機感を持ってと言いますか、そういう即効性を持った形での対応をお願いをしたわけなんですけども、私も町内の各業種の団体のところを回って見ましたが、やはりいろいろな面で今出始めております。多分、2、3、4と3か月過ぎましたので、ボディーブローみたいに効いたのが今後かなりどういうふうになっていくのか、それこそ廃業しなきゃいけないのかどうかというところまでやはり来てるような場面もありますので、ぜひ農政課もいろいろ回っていただいているようでございますので、今後とも声を聞いていただきながら、即決でできるものは6月の補正とかそちらのほうに上げていただければというふうにお願ひを申し上げたいと思います。

具体的にちょっと質問させていただきます。

今回の学校給食費の徴収に当たりましては、しないということでございますが、これは児童生徒抱える保護者の家計負担を抑えるということの目的なわけなんですけども、私が気になっているもう一つは、同じく生徒、学生ですね。先ほど5番の議員からもありましたけれども、今高校生とか、大学生、あるいは専門学校生の中で、例えばアルバイト先で休業せざるを得ない、お金が入ってこない、あるいは実家からの仕送りが減るなど生活の不安定を抱える大学生や専門学校生が非常に多くなって、約学生の2割方が退学も考えるというふうなそういう状況のようです。そこで提案でございますが、こういう困窮する学生を支援して、将来

の住田町を支える貴重な人材を確保するというでもあります、町の奨学資金の貸与を、もう1回目終わったんだとは思いますが、そこを、奨学生の追加募集という形を考えていただけないものかどうかお願いをしたいなと思いますが、まず1点はそこでございます。

それから、2点目は困窮している事業者への方々の即効性の支援金ということで、やはり先ほど来から出てます、大船渡、高田は被災があったということで特別な事情ということもそれはあります。しかし、町内でもやはり即効性が今必要になっている部分もありますので、そこは余りそういう形での考えではなくて、実態に即した形でやっていただければなというふうに思います。今回の住チケにつきましては、経済の活性化の一環というふうに捉えますけれども、そこで、住田町内で例えば起業奨励金、それを使って既に企業している方々がいるんですが、この方々そんなにまだ年数がたっていないくて、急に今この急ブレーキがかかった状態で収入がもう全くないというふうな状況、家賃払わなきゃならない、あるいは光熱費も払わなきゃならんと、そういうふうな状況がありますので、起業奨励金を頂いた方々の使用目的、これは1年目は生活費に充てることができると、ただ、2年目からは違った形ということなんです、2年目についてもそういうことが可能な形で相談に乗っていただければいかがかなというふうに思いますが、その辺のところまずお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 先ほどの承認第8号で5番議員のほうからも御質問があって、そこでも少し触れたわけではありますが、奨学金につきましては、追加募集という御提案でございますが、そういったことも一つであろうということで参考とさせていただきたいと思っております。

償還している方々については、償還の延伸というんですか、延期という部分では今通知をしているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうから2点目についてお答えいたします。

給付金、即効性のあるものということでございますけれども、先ほど答弁をさせていただいたとおり、県内ではそのような給付金、支援金というか協力金という形で実施している自治体が11団体ありまして、7市4町であります。被災地が6で、人口が1万人以上というふうな実態がございます。それにとらわれずということでございますけれども、先ほど答弁もさせていただきましたように、その地域に、実情に即した形での支援金というのを本町で

は考えてまいりたいというふうに思いますし、共生のまちづくりというような話もありましたけれども、そのような形で今回、食べて応援住田チケットということで住民が困っている方を応援するというような仕組みづくりが本町には共生のまちづくりを進めるに当たっては適してるのではないかということで制度構築をさせていただいたところであります。

給付金等を実施している団体の給付額にすれば、10万円ぐらいのところが多いんですけども、今回は6月から10月31日までのチケット分が1,000万円でございます。対象事業者が20店舗程度というふうに捉えておりますので、総額2,000万円の事業でございますので、単純に平均すると1店舗当たり100万円の売上げが入ることになってございます。給付金という形ではないですけども、金額的には他自治体に劣らないのではないかなというふうに捉えているところであります。

また、先ほど起業奨励金の運用の在り方ですけども、先ほども答弁させていただきましたけれども、家賃補助については今制度構築をしております、6月補正に計上したいというふうに考えております。本町の特性として、皆さん自分の土地、家で商売をしている方が多い中で、そんなに多い件数ではないですので、家賃補助についてはできるだけ国、県の制度に乗らず、横出し上乗せのような形で補助をしたいなと思いますので、起業奨励金については今までどおりの形で進めたいなというふうに考えているところであります。

今回の住田応援チケットを進めるに当たっては、やはり今後も、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、どういうふうな状況になるか分かりませんので、いずれ店舗に足を出向けるような状況が続くということをお願いしたいということと、あとは持ち帰りなどをもっと積極的に制度として、仕組みとしてつくっていかなければ経済が回らないということもありますので、持ち帰り事業を取り組む事業者への支援も今後制度構築していきたいというふうに思いますし、飲食、食品を扱う事業者の感染予防対策を実施したところへの支援も構築して、併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

住田応援チケットの第2弾の後半につきましては、宅配と言いますか、配達サービスを充実させるというような仕組みも現在調整を進めているところですので、コロナ対策の新型コロナウイルスの影響による新しい生活スタイルに合った飲食の提供の在り方に沿った仕組みづくりの支援を今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 先ほどの教育委員会からの奨学生の追加募集ということで、追加も考えていきたいということでございます。

それから、償還金の支払いの返済の繰延べも考えているということでございます。いずれ、なかなかこういう状況になりますと、困窮の世帯と言いますか、学生たちも増えていくということでございますので、返還期限の猶予、繰延べということも大事だと思いますし、またさらには、条例の中に災害または疾病とかそういう返還が困難になったときには免除もするよとかそういうところもありますが、そういうことも踏まえながら今後対応していただければというふうに思います。

それから、経済の活性化ということで、実情に沿った形で今後やっていきたいということでございます。いずれ、いろんな声が届いているでしょうから、それらも踏まえて対応していただければなというふうに思います。

そこで、経済活性化一環として、お金が回るということが一番大事なわけでございますので、建設課の課長のほうにお伺いしますが、町営工事の前倒しと、分離発注についての考えをお聞きいたします。これは、それこそ今建築業につきましても、コロナの関係で仕事がもうキャンセルとかそういうふうになってるんですね。いずれ大きな借金をしょって、これから住宅ローンを組んでやるというような状況にはなかなかない。そういう中で、今町内の建築業者の方々も仕事がなくて困ってるという部分があります。これらについて何とか建築業のほうも経済を回すという意味で、町全体の経済の活性化になると思いますので、お考えを、今後の発注予定などをお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木 真君。

○建設課長（佐々木 真君） 建設業の関係でございますけれども、新型コロナ関係で建協さんとも話をさせていただいておりますけれども、土木については今のところ目立った影響はなく、また、建築につきましてはおっしゃるとおり個人の方と思うんですけれども、発注を先送りにされるというようなお話は聞いております。それで、町の工事の発注というところ、前倒しというところでもありますけれども、建築に関して今年度は工事量自体は少ないところでもあります。建築工事に関してはアールスの改修工事が発注済みでありましたし、今後上有住地区公民館の新築工事、町営住宅の新築工事、大股地区公民館の改修工事、木工館の改修工事等、7月、8月の辺りに計画をされておりますので、この辺を計画どおりに進めたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 一番大事なのは、先がある程度見えるということが不安感を一掃でき

る意味で大事ですので、今は建設課長が言われたような情報を随時業界のほうにも流していただきながら、まずこういう形で町のほうも前向きに前倒ししながら、あるいは分離発注とかそれも考えているというふうなことを伝えてぜひ進めていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） この食べて応援住田チケットなんですけども、先ほどは予算では2,200万円ほど、効果はどう見ているかという1件当たり100万円ぐらいを見てますよということなんですけども、どうしてもこれでいくと偏る店が出てくるのではないかなと。平均すれば大体100万円なんですけど、偏る店が出てくるのではないのかなと。そういった部分の対応をどういうふうに考えているのかというのが1つと。

もう一つは、観光面に関してどういうふうに見ていくのかなという部分で、観光ではにぎわいをつくり地域を元気にするという部分があり、その観光業でお金を回していくという部分があります。そういった部分で観光業のほうにも幾らかでも支援等が必要ではないかなと考えておりますが、その支援や経済対策を早めにやってほしいんですが、どういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） チケットの飲食店の偏りが出るのではないのかという御心配なんですけれども、今回は飲食店に出向いて食べるということのほか、仕出しや弁当配達、出前なども対象にして、飲食店に遠い地域も配慮をしているところであります。この後、6月補正のほうにも新たにテイクアウトと言うか持ち帰りなどの事業者への支援というのも構築しているところでありますので、飲食店のある地域、ない地域というのがあるかと思えますけれども、できるだけ配達をしてもらえ、あるいは仕出し配達をしてもらえというような環境の中で利用していただければなというふうに考えているところであります。

観光業につきましてですけれども、観光業というところにくくると本町には余り数がないところでもありますけれども、実態とすれば道の駅さんとか滝観洞さんとかいうところになりますと、今のところ飲食店のほうでもカバーをしていけるというような中で対応しているところであります。いずれ、観光開発さんとは毎月連絡会を開きながら情報は共有をしておりますので、情報収集しながら適宜必要な支援の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 今までは、コロナの関係で営業はしてきたんですけども、短時間営業とか休業とかしてきた部分もあります。そういった部分の支援策も考えていかなければならないと思いますが、そういった休業や短時間で営業してきた部分に関してはどういうふうに今後支援していくのか、また、緊急事態宣言が解除された部分もありますけども、その今までの部分をどういうふうに支援していくのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 観光開発さんの休業の短縮等については相談に応じながら両者で、このような形で進めましょうかというような形で観光開発さんが決定をして進めているところでもあります。確かに、ゴールデンウィークなどは例年に比べると利用客も売上げも少なかったというのは承知しているところでもあります。いずれ、現状では今回提案させていただきましたチケットサービスというのが住田町の実態に即しているというふうな考えの基から、支援をしていくというような流れになっておりますので、議員が御心配の今までの分というような状況についても、状況は把握しておりますので、今後、情報収集しながら必要に応じて制度構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 昨日は緊急事態宣言が解除されたという部分があります。それで、町とすれば今までずっとコロナ感染拡大防止策として取り組んできているわけですけども、そろそろ出口対策も考えるべきではないかなということで、感染予防対策と社会経済活動を両立させながら、これから進めていかないと町内の経済も回っていかないのではないかなというのが1つと、もう一つは農業関係にしても、これから作付け等々していつているわけですけども、長引けば生産に影響が出てくる。また畜産の関係でも牛の部分とか豚の部分、それからブロイラーの部分とこれから影響が出てくると思うんですけども、そういった部分の対応、対策はどのように考えて進めていくのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 新型コロナウイルス感染症の影響というのは本当に先が見えません。国のほうでは昨日解除というような報道等を含めてありましたけれども、考えなければいけないのは、先ほども申したとおり、やはり感染者を発生させない、命に関わる部分だと、それが第一義なんだろうと。医療資源についても、環境が東京や都市圏とは違います。ですので、全く同じような国が発表したのがこの当町に当てはまるかということそうは考えておりま

せん。しっかりそこら辺、冒頭にも言いましたけれども、感染症対策予防に関して今までどおり町民の皆様方の御協力を得ながら進めていかなければいけないというふうに思います。

また一方で、どこの自治体、国でもそうですけれども、経済的な部分をどうするんだと、出口をどうするんだと、これは共通でももちろん大切であり心配でもあります。ただし、出口が見えない、見えない中でどうやっていくかというところはぜひ皆様方からも御意見なり知恵を頂きながら一体となって進めていかなければいけないというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第4回住田町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後0時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員